

協議事項7

令和7年度地域公共交通計画認定申請(地域間幹線系統)について(案)

【申請の概要】

国土交通省所管の「地域公共交通確保維持事業費補助金(幹線補助)」の申請にあたり、事業(ここでは路線バス(本庄駅南口～小島南・沖電気前～神泉総合支所線の運行))の目的や必要性、目標や効果、費用等を上里町地域公共交通網形成計画に記載し、その他の事項を計画の「別紙」として提出する必要があります。

【補助金を申請するための要件】

導入する(もしくは実施している)公共交通サービス…

①複数市町村にまたがるもの(本庄市、上里町、神川町、藤岡市)

→→→本庄市、上里町、神川町、藤岡市において、

①を要件として補助金の申請を行うこととする。

【補助対象期間】

令和6年10月1日から令和7年9月30日

【補助対象路線】

路線バス「本庄駅南口～小島南・沖電気前～神泉総合支所線」が補助対象路線となる予定。

【補助対象事業者】

朝日自動車(株)

令和6年6月26日

(名称) 上里町地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
上里町は、埼玉県最北端に位置しており、北西部には神流川が流れ、群馬県との県境を成し、町内全域が平坦な地形を呈しています。面積は29.18km²、人口は30,769人（令和3年3月31日現在）となっています。広域交通網である関越自動車、JR高崎線、上越新幹線、国道17号が町内を横断しており、本町の広域交通網における交通結節施設として、JR高崎線神保原駅が町内にあります。 町内を運行する幹線系統の路線バスとしては、令和5年度まで、埼玉県が事務局を担当する埼玉県生活交通確保対策地域協議会において、埼玉県地域間幹線系統確保維持計画を定め、〈地域間幹線系統〉の地域公共交通確保維持改善事業費補助金を申請し、生活交通路線として必要なバス路線の運行の維持確保を図ってきました。 制度改正等に伴い、令和5年度第4回上里町地域公共交通活性化協議会において、上里町地域公共交通網形成計画内に地域間幹線系統を位置づけ、以後、本町の協議会より申請をするものとなります。 中心市街地から離れた住宅地や農村地域に暮らす、車を運転できない高齢者や学生などにとって、バスは生活に必要不可欠な交通手段です。そのため、地域公共交通の存続が危ぶまれている地域において、生活交通路線としてのバス路線の運行維持は必要不可欠であります。 今回、当該申請において認定申請する幹線バス系統は、町内及び隣接市町の総合病院等地域の中核的な医療機関や高等学校や福祉施設等の公共施設などをつなぐ、利用者のニーズに対応しているものとなります。 本協議会としては、今後も、町民が安心して社会生活を送り、積極的に社会参加でき、活力ある地域へとつながるよう、市町をまたぐ広域的・幹線的なバス系統の確保・維持に引き続き努めるとともに、上里町においても維持に努めているコミュニティバス等の支線系統の公共交通との接続を図ることとします。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
上里町地域公共交通網形成計画に基づく目標 事業者名：朝日自動車 路線名：本庄駅南口～小島南・沖電気前～神泉総合支所線 令和7年度目標利用者数：157,758人（令和5年度利用実績数：154,650人） ※計画上は令和6年度（R6.4～R7.3）目標値として146,560人ですが、同数値は令和4年度（R4.4～R5.3）実績からの年間伸び率1%で想定しているものとなります。今回の申請においては、正確な目標値設定のため、直近実績である令和5年度実績から年間伸び率1%として算出した数値を基にしています。 （上里町地域公共交通網形成計画 P. 90 参照 ※目標値補足資料）

（２）事業の効果
地域間幹線バス系統を維持することにより、地域で生活する移動制約者の生活に必要な不可欠な交通手段が確保されます。具体的には、本庄駅南口～小島南・沖電気前～神泉総合支所線系統のバス路線が維持確保されることとなり、補助対象期間中、延べ約１５万人の住民の生活に必要な不可欠な移動手段の確保が見込まれます。 また、広域的・幹線的系統と地域的・支線的系統の有機的な連携により、効率的なバスネットワークが形成され、沿線住民の社会参加促進や地域活性化にもつながります。
３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
○交通事業者（朝日自動車株式会社）及び沿線市町（本庄市、上里町、神川町、藤岡市）が実施 必要に応じて、路線バスの維持のための必要な検討や利用者増加に向けた取組を交通事業者及び沿線市町と協議・調整します。 （上里町地域公共交通網形成計画 P. 90 参照） ○交通事業者（朝日自動車株式会社）が実施 「朝日自動車グループ共通学生フリーパス（定期）」の販売促進をします。
４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
運行系統の概要については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表１」を添付。 また、運行予定者は、輸送サービスの品質、運賃、運行内容等を総合的に勘案して、現行のバス事業者を選定。 （上里町地域公共交通網形成計画 P. 45・46 参照）
５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
別添の表２のとおり。
６．２．の目標・効果の評価手法及び測定方法
・事業終了後、輸送人員数の実績値とその増減の要因を運送事業者に提出してもらい、評価を実施する。
７．別表１の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
８．別表１の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
９．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
別添資料「生産性向上の取組について」のとおり。

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
※該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

【令和５年度】

(第１回) 上里町地域公共交通活性化協議会 令和５年６月１９日（金）

- ・ 令和４年度上里町地域公共交通活性化協議会事業報告
- ・ 令和４年度上里町地域公共交通活性化協議会歳入歳出決算報告
- ・ 令和４年度上里町地域公共交通網形成計画の達成状況の評価（案）
- ・ 令和５年度上里町地域公共交通活性化協議会事業計画（案）
- ・ 令和５年度上里町地域公共交通活性化協議会歳入歳出予算（案）
- ・ 令和６年度上里町生活交通確保維持改善計画【令和６～８年度分】（案）
- ・ 上里町地域公共交通網作成計画の変更について（案）
- ・ 上里町地域公共交通計画策定（スケジュール・アンケート）について（案）

(第２回) 上里町地域公共交通活性化協議会 令和５年６月２８日（水）書面協議

- ・ 上里町地域公共交通計画策定のためのアンケート（案）について

(第３回) 上里町地域公共交通活性化協議会 令和５年８月２３日（水）書面協議

- ・ 「こむぎっち号」南部ルート（ユニクス循環）のルート変更について（案）
- ・ 「こむぎっち号」中央ルート、北部ルート（ユニクス循環）、及び南部ルート（ユニクス循環）「ユニクス」バス停留所の移設について（案）

(第４回) 上里町地域公共交通活性化協議会 令和５年１２月１８日（月）

- ・ 令和５年度地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価について
- ・ 上里町地域公共交通網形成計画の改訂（令和６年度版）について
- ・ 次期導入形態について
- ・ 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃協議会について

(第５回) 上里町地域公共交通活性化協議会 令和６年３月１８日（月）

- ・ 次期導入形態の制度構築について
- ・ 上里町コミュニティバス「こむぎっち号」運行業務仕様書（案）
- ・ 上里町デマンド交通運用システム導入支援業務委託仕様書（案）
- ・ 上里町デマンド交通運行業務仕様書（案）

【令和６年度】

(第１回) 上里町地域公共交通活性化協議会 令和６年６月２４日（月）

- ・ 令和５年度上里町地域公共交通活性化協議会事業報告
 - ・ 令和５年度上里町地域公共交通活性化協議会歳入歳出決算報告
 - ・ 令和５年度上里町地域公共交通網形成計画の達成状況の評価（案）
 - ・ 令和６年度上里町地域公共交通活性化協議会事業計画（案）
 - ・ 令和６年度上里町地域公共交通活性化協議会歳入歳出予算（案）
 - ・ 令和７年度地域公共交通計画認定申請（地域内フィーダー系統）について（案）
 - ・ 令和７年度地域公共交通計画認定申請（地域間幹線系統）について（案）
 - ・ 上里町デマンド交通運行業務仕様書の変更について（案）
 - ・ 上里町地域公共交通計画策定スケジュールについて（案）
- （全ての協議事項において、出席構成員全員から承認を得られた。）

19. 利用者等の意見の反映状況

○利便性等に関する意見

- ・ バスの運行本数を増やしてほしい。
- ・ 電車との接続を考慮した時刻にしてほしい。
- ・ 大型ノンステップバスを導入してほしい。

○路線維持に関する意見

- ・ バスがあって助かっている。
- ・ バスは欠かすことのできない交通手段の一つであり、今後も維持してほしい。

これらの意見を踏まえ、町民の生活交通として必要なバス路線について、引き続き維持確保を図っていくこととする。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 埼玉県児玉郡上里町大字七本木 5518

（所 属） 上里町役場総合政策課政策調整係

（氏 名） 関根 康平

（電 話） 0495-35-1238

（e-mail） sousei@town.kamisato.lg.jp

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）

都道府県 （市区町村）	運行予定者名	運行系統名 （申請番号）	確保維持事業に要する 国庫補助額 （千円）	特 例 措 置
埼玉県 （本庄市、上里町、神川町、藤岡市）	朝日自動車（株）	（1）本庄駅南口～小島南・沖電気前～神泉 総合支所線	11,562.0	
合 計			11,562.0	

（注）

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図（運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む）を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合には、その旨を記載することとする。（記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
埼玉県 (本庄市、上里町、神川町、藤岡市)	朝日自動車(株)	(1) 本庄駅南口～小島南・沖電気前～神泉 総合支所線	11,558.5	
合 計			11,558.5	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することです。 (記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
埼玉県 (本庄市、上里町、神川町、藤岡市)	朝日自動車(株)	(1) 本庄駅南口～小島南・沖電気前～神泉 総合支所線	11,565.0	
合 計			11,565.0	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合には、その旨を記載することとする。 (記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

非公開情報

非公開情報

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

非公開情報

非公開情報

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

非公開情報

非公開情報

事業 者 名		朝 日 自 動 車 株 式 会 社
運行計画担当部門	(担当部門の名称) 運輸部	(責任者役職・氏名) 運輸部長 田沼 健一
補助金担当部門	(担当部門の名称) 運輸部	(責任者役職・氏名) 運輸部主任 吉澤 広介

運行系統別実績及び平均乗車密度算定表 (令和5年度)

運行 系 統										年 間 輸 送 実 績				経 常 収 益	経 常 費 用	平 均 乗 車 密 度			輸 送 量	市町村 による回 数券購 入等の 有無	備考
申請 番号	運行 系統名	起点	主な 経由地	終 点	キロ程 (km)	運行 回数 (A) (回)	輸送人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸 送 人キロ (人キロ)	運送収入 (B) (円)	実車走行 キロ(C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営業外収益 (E) (円)	計 (B)+(D)+(E) (円)	1系統当り 経常費用 (円)	運賃改 定前の 平均賃 率 × 適用 日数 + 運賃改 定後の 平均賃 率 × 適用 日数 総適用日数	平均 賃率 (F) (円)	平均乗車 密度 (B) (C) × (F) (G)	輸 送 量 (A) × (G)		
1	本庄駅南口～小島南 沖電気前～神泉総合支所	本庄駅南口	小島南 沖電気前	神泉総合支所	20.1	20.1	154,650	8.2	1,268,130.0	32,543,477	244,440.1	308,796	131,691	32,983,964	76,927,743	(41.41 × 182 日) + (40.98 × 183 日) 365 日	41.19	3.2	64.3	有・無	
合計					20.1		154,650		1,268,130.0	32,543,477	244,440.1	308,796	131,691	32,983,964	76,927,743						

実態調査日 令和4年4月28日

[記載要領]

- この書類は、補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること（補助対象系統のみ記載すること）。
- 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
- 運行回数は、補助対象期間における1日の平均を小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
- 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
- 輸送人キロは、輸送人員 × 1人平均乗車キロにより算出すること。
- 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
- 実車走行キロは、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 1系統当たり経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。
- 平均賃率は、停留所相互間総運賃額 ÷ 停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること（銭未満切り捨て）。ただし、補助対象期間中に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
- 平均乗車密度は(B) ÷ (C) ÷ (F)と連算し、その値について、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。
- 備考欄には、補助対象期間中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
- 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
- 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

事業 者 名	朝 日 自 動 車 株 式 会 社	
運行計画担当部門	(担当部門の名称) 運輸部	(責任者役職・氏名) 運輸部長 田沼 健一
補助金担当部門	(担当部門の名称) 運輸部	(責任者役職・氏名) 運輸部主任 吉澤 広介

運行系統別実績及び平均乗車密度算定表 (令和7年度)

運行系統										年間輸送実績				経常収益		経常費用	平均乗車密度算定			市町村 による回数 乗券購入等 の有無	備考
申請 番号	運行 系統名	起点	主な 経由地	終点	キロ程 (km)	運行 回数 (A) (回)	輸送人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸送 人キロ (人キロ)	運送収入 (B) (円)	実車走行 キロ(C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営業外収益 (E) (円)	計 (B)+(D)+(E) (円)	1系統当り 経常費用 (円)	運賃改定前の 平均賃率× 適用日数＋ 運賃改定後の 平均賃率× 適用日数 総適用日数	平均 賃率 (F) (円)	平均乗車 密度 (B) (C)×(F) (G)	輸送量 (A)×(G)		
1	本庄駅南口～小島南 沖電気前～神泉総合支所	本庄駅南口	小島南 沖電気前	神泉総合支所	20.1	19.3	194,329	7.9	1,535,199.1	40,893,421	283,394.1	308,796	131,691	41,333,908	88,838,786	(45.42×365日) 365日	45.42	3.1	59.8	有・無	
合計					20.1		194,329	7.9	1,535,199.1	40,893,421	283,394.1	308,796	131,691	41,333,908	88,838,786						

[記載要領]

1. この書類は、補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること（補助対象系統のみ記載すること）。
2. 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。
3. 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
3. 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
4. 運行回数は、補助対象期間における1日の平均を小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
5. 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実績調査に基づいて記載すること。
6. 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
7. 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の運送収入について、原則として年1回以上実績調査を実施し、その結果により算出すること。また、実績調査日についても記載すること。
8. 実車走行キロは、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
9. 1系統当たり経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。
10. 平均賃率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること（銭未満切り捨て）。ただし、補助対象期間中に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
11. 平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と連算し、その値について、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。
12. 備考欄には、補助対象期間中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
13. 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
14. 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

生産性向上の取組について（申請①）

事業者名：朝日自動車株式会社

系 統 名：本庄駅南口～沖電気前～神泉総合支所線

運行区間：本庄駅南口～小島南・沖電気前～神泉総合支所

（１）取組内容

①「朝日自動車グループ共通学生フリーパス（定期）」の販売促進

朝日自動車グループ５社（朝日自動車（株）・川越観光自動車（株）・阪東自動車（株）・茨城急行自動車（株）・国際十王交通（株））の路線が利用できる共通学生フリーパスを発売。徒歩や自転車を中心の学生に対して、バス利用の需要掘り起こしを行い、学生の頃からバス利用に慣れ親しんで頂き、将来の通勤利用に繋げる。

（２）実施主体

①朝日自動車株式会社

（３）定量的な効果目標

上記取組みを実施することにより輸送人員３，１００人の増員を図り年間６２万６千円の収入増を図る。

（４）実施に向けたスケジュール

①令和６年９月～令和６年１０月・令和７年３月～令和７年４月（共通学生フリーパスのPR）

（５）実施時期

①令和６年９月～令和６年１０月・令和７年３月～令和７年４月

（６）具体的な検討

【取組事例１】貨客混載の取組

スペース確保によりお客様がご乗車できなくなる可能性があるため難しい。

【取組事例２】バス路線の再編

今後必要に応じて検討していく。

【取組事例３】路線バスへの混乗化

沿線の学校や企業に引き続き利用していただく。

【取組事例４】地域住民の生活利用と観光利用の混乗

共通学生フリーパスの拡販により、生活利用と観光利用の混乗化を図る。

(7) 目標収支率

(1) の取組により 1. 0 %の収支率改善を図る。

収支率 取組前 4 4. 5 %→取組後 4 5. 5 % (+ 1. 0 %)

	経常収益	経常費用	経常収支	収支率	増減
取組前	27,884,357	62,657,856	－34,773,499	44.5%	
取組後	28,510,936	62,657,856	－34,146,920	45.5%	1.0%

